

## 第 12 章 解散及び清算

(解 散)

第 97 条 この基金は、次の各号に掲げる理由により解散するものとする。

- (1) 代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数による代議員会の議決
- (2) 基金の事業の継続の不能
- (3) 法第 179 条第 5 項の規定による解散の命令

2. この基金は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
3. この基金は、解散したときは、この基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する義務を免れるものとする。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものについては、この限りでない。

(清 算)

第 98 条 この基金が解散したときの清算人の選任及びこの基金の清算は、平成 25 年改正法附則第 34 条及び法第 147 条の 2 から法第 147 条の 5 までの規定によるものとする。

2. この基金が解散したときは、平成 26 年経過措置政令第 5 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を平成 25 年改正法附則第 8 条の定めるところにより政府に納付しなければならない。

3. この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に解散時責任準備金（基金が解散したと仮定した場合に保有すべき資産をいう。以下同じ。）に基づき分配するものとし、その分配額は、残余財産の額に応じ、以下の各号の区分により算定するものとする。

- (1) 残余財産が、解散時責任準備金から最低責任準備金を控除した額（以下「解散時責任準備金の上乗せ部分」という。）に等しいか又は超える場合、各々の解散時責任準備金の上乗せ部分相当額に応じて分配する。

- (2) 残余財産が、解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を下回り、基本部分に係る解散時責任準備金から最低責任準備金を控除した額（以下「基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分」という。）に等しいか又は超える場合残余財産のうち、基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額は、各受給権者等に各々の基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を分配し、残余財産から基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を控除した額は、各々の加算部分に係る解散時責任準備金に応じて分配する。

- (3) 残余財産が、基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分を下回る場合、各々の基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額に応じて分配する。

4. この基金は、受給権者等から分配金の支払いの申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。
5. 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱に関し通知した上で行うものとする。

(最低積立基準額)

第 98 条の 2 この基金は、加入員および加入員であった者の受給権を保全するため毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するよう努めるものとする。

2. 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

- (2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、代行年金の額（この基金の加入員であった期間（法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以後の期間を除く。）に係る法第 132 条第 2 項に規定する額（別表第 9 の左欄に掲げる者については、同項中「1,000 分の 5.481」とあるのを、同表の右欄のように読み替えて同項により計算した額とする。）をいう。以下この項において同じ。）に相当する部分の給付に（ア）に定める按分率を乗じて得た給付と、上乗せ年金の額（この基金の加入員であった期間に係る第 1 種退職年金及び第 2 種退職年金のうち加入員であった全期間の平均標準給与額の 1,000 分の 0.077（別表第 10 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）に相当する部分の給付に（イ）に定める按分率を乗じて得た給付を合算した給付とする。

- (ア) 按分率 =  $A 1 / B 1$

A 1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる加入員であった期間（法附則第 32 条第 1 項の認可の日以後の期間を除く。）の月数

B 1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる加入員であった期間（法附則第 32 条第 1 項の認可の日以後の期間を除く。）の月数

- (イ) 按分率 =  $A 2 / B 2$

A 2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金の額の算定に用

いる加入員であった期間の月数

B 2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金の額の算定に用いる加入員であった期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

按分率 =  $A / B$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第 2 の係数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第 2 の係数

(イ) (ア) 以外の者

按分率 =  $C / D$

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第 2 および別表第 3 の係数

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第 2 および別表第 3 の係数

3. 前項の標準的な退職年齢は 62 歳とする。

4. 第 1 項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第 39 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第 98 条の 3 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、精算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2. 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第 98 条の 2 第 2 項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号の定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合。

残余財産の額に次の (ア) に掲げる額を (イ) に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

(2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、全ての受給権者

等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア）各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

（イ）すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

（3）残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア）各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

（イ）すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3. 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるもの同一のものとする。

4. この基金は、受給権者等から申出があった場合は、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に移換する。

5. 前項の移換は、当該受給権者等に残余財産の取扱に関し通知した上で行うものとする。

（最低責任準備金の前納）

第98条の4 この基金は、法附則第32条第1項の認可を受けたときは、平成25年改正法附則第10条第1項の規定により、最低責任準備金の全部又は一部を政府に納付（以下「前納」という。）することができる。

2. 前項の規定による前納は、法附則第32条第1項の認可の日以後、法第145条第2項の認可の日又は改正前確定給付企業年金法第111条第2項の承認の日若しくは改正前確定給付企業年金法第112条第1項の認可の日までに行う。

3. 前2項の規定により前納した額の合計額は、平成26年経過措置令第7条に規定する要件を満たすものとする。

4. この基金（法第145条第1項の規定により解散した場合又は改正前確定給付企業年金法第111条第3項により解散したとみなされた場合は法第146条の2により存続するとみなされた基金、改正前確定給付企業年金法第112条第4項の規定により消滅した場合は同項の規定によりこの基金の権利義務を承継した確定給付企業年金法第3条第1項第2号に規定する企業年金基金）は、前納した額の合計額が平成25年改正法附則第8条に定める責任準備金相当額又は改正前確定給付企業年金法第113条第1項の規定により政府が徴収することとなった責任

準備金に相当する額を上回った場合には、平成 26 年経過措置令第 8 条の規定により、政府から当該上回った額の還付を受けることができる。

(積立不足額の一括徴収)

第 98 条の 5 前納後の年金給付積立金の額が給付に充てる額に不足することが見込まれる場合にあっては、その事業年度中の給付に要する費用に充当するため、特別掛金として一括徴収する。

2. 前項に規定する不足額の徴収は、当該不足額を設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額に応じて按分した額を、設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
3. 前項に定めるところにより、この基金が不足額の納入の告知をしたときは、設立事業所の事業主は、納入の告知の日から 10 日以内に当該不足額を納付しなければならない。

(解散時の特別掛金の一括徴収)

第 98 条の 6 この基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、当該解散する日を第 98 条の 2 第 1 項に規定する基準日とみなして同条の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「最低積立基準額」という。）を下回るときは、この基金は、当該下回る額（以下「不足額」という。）を特別掛金として事業主から一括して徴収する。

- 2 前項に規定する不足額の徴収は、当該不足額を、解散日現在の設立事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 前 2 項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに不足額を納付しなければならない。

(解散時又は清算期間中の業務経理不足見込額の徴収)

第 98 条の 7 この基金は、解散時又は清算期間中において業務経理に属する資産額が清算結了までの間の業務の執行に要すると見込まれる額（以下「清算業務所要額」という。）に満たないと見込まれるときは、清算業務所要額と業務経理に属する資産額の差額の見込額（以下この条において「業務経理不足見込額」という。）を算出し、当該業務経理不足見込額を、事務費掛金として設立事業所の事業主から徴収する。

- 2 前項に規定する解散時における業務経理不足見込額の徴収は、当該業務経理不足見込額を平成 29 年 4 月末日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額の総額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する清算期間中における業務経理不足見込額の徴収は、当該業務経理不足見込額を解散日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額の総額に応じて按分した額を、解

散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

- 4 前2項に規定する業務経理不足見込額は、納入の告知の日から10日以内に納付しなければならない。

(残余財産の確定給付企業年金への交付)

第98条の8 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、当該設立事業所又は当該設立事業所の一部（平成26年経過措置政令第40条に定める場合に限る。）が確定給付企業年金の実施事業所（確定給付企業年金法第4条第1号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となっている場合又は実施事業所となる場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から残余財産の交付を受けることができる旨が定められているときは、この基金に、当該設立事業所に使用される解散基金加入員等（平成25年改正法附則第35条第1項に規定する解散基金加入員等をいう。以下この条において同じ。）に分配すべき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）に、平成25年改正法附則第35条第1項に規定する残余財産の交付の申出を行い、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る残余財産を交付するものとする。
- 3 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による残余財産の交付を受けたときは、平成25年改正法附則第35条第3項の規定に基づき、第98条の3の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員等に分配されたものとみなす。
- 4 この基金は、第1項の申出により交付を受けることとなる確定給付企業年金の事業主等から、この基金の資産の一部を清算の結了前に仮交付を受けることの申出があったときは、厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）別紙第五一（1）に定める額を上限としてこの基金が定める額を、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に仮交付することができる。
- 5 前項の規定に基づく仮交付の額が当該確定給付企業年金に交付すべき残余財産の確定額を上回る場合には、この基金は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から清算の目的の範囲内において当該上回る額の返還を受けるものとする。

(残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)

第98条の9 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主（当該事業主が中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。）は、当該設立事業所がその雇用する解散基金加入員（平成25年改正法附則第36条第1項に規定する解散基金加入員をいう。以下この条において同

じ。)を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合には、この基金に、当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額(平成25年改正法附則第36条第1項に規定する被共済者持分額をいう。)の範囲内の額の交付を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に、平成25年改正法附則第36条第1項に規定する残余財産の交付の申出を行い、機構に当該申出に係る残余財産を交付するものとする。この場合において、第98条の3第1項、第4項及び第5項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」と、同条第2項中「算定するものとする。」とあるのは、「算定した額から平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付された額を控除した額とする。」と読み替えて当該規定を適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者として」とあるのは、「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは、「当該解散する前から引き続き締結している」と、「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとし、同項及び前項中「平成25年改正法附則第36条第1項」とあるのは、「平成25年改正法附則第36条第7項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

#### (残余財産の企業型年金の資産管理機関への移換)

第98条の10 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、この基金に、当該事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)における当該事業所に使用される被保険者の個人別管理資産(確定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てるために、当該残余財産を当該企業型年金の資産管理機関(確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することを申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。この場合において、第98条の3第1項、第4項及び第5項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(法第144条の5第4項の規定により移換されたものを除く。)」と、同条第2項中「算定するものとする。」とあるのは、「算定した額から法第144条の5第4項の規定により移換された額を控除した額とする。」と読み替えて当該規定を適用するものとする。
- 3 前項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 残余財産のうち、平成25年改正法附則第34条第4項の規定により、同項に規定す

る者に分配されるべき額をその者の個人別管理資産に充てるものであること。

(2) 残余財産の移換に係る平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法は次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範囲

基金の加入員のうち、残余財産を移換する日において、当該設立事業所の事業主が実施する企業型年金の加入対象者（残余財産を移換する日までに加入者の資格を喪失した者であって残余財産が未移換である者を含む。）とする。ただし、当該加入対象者のうち、移換を希望しない者については、当該移換を行わないことができる。

イ 個人別管理資産に充てる額の算定方法

前項の規定による読み替えは適用せずに、第98条の3第2項の規定により算出した額とする。

(通 知)

第99条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2. 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(相続人に対する支払の効果)

第100条 加入員であった者の相続人の1人に対して分配金の支払を行ったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。